

令和7年度白川町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支援事務実施要綱を
次のように定める。

令和7年7月1日

白川町長 佐伯正貴

令和7年度白川町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支援事務実施要
綱

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、
新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税
補足給付金（不足額給付）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 白川町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不
足額給付分）」という。）は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調
整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者に対し、白川町によって贈与
される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であ
って、令和7年1月1日時点で白川町に住所を有する者（白川町の住民基本台帳に記録され
ていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市
町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。た
だし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合
計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を越
える者を除く。

（1）ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場
合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者
ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である
者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、そ
の者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3
の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下
同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である
者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、そ
の者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の
規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退等した者にあって
は、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給
付金（当初給付分）給付対象外であった場合、零とする。）

（2）令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得
税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超
える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

(4) 前3号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員
(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で白川町に住所を有する者（白川町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で白川町に住所を有する者（白川町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。

4 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
(受給権者)

第5条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第3条における支給対象者とする。
(支給の方式)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で白川町に住所を有する者（白川町の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）で、町

から調整給付金（当初給付分）を受給していない者については、様式第2号の申請書を提出するものとし、町は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

- 2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、様式第3号の申請書を提出するものとする。
- 3 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。
 - (1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により町に提出し、町が提出者から通知された金融機関に振り込む方式
 - (2) 窓口方式 提出者が確認書等を町の窓口に提出し、町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。
(代理による確認書等の提出・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者
- 2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出するものとする。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めるここと等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 町は、第1項第1号及び第2号の者にあっては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。
(確認書等の提出の期限)

第8条 確認書等の受付開始日及び申請期限は、町長が別に定める日とする。

(支給決定)

第9条 町長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給するものとする。
(調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等)

第10条 町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書等の提出が行われなかつた場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第8条の提出期限までに確認書等の提出が行われなかつた場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第9条の規定による支給決定を行つた後、確認書等の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われば、支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかつたときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行つた調整給付金（不足額給付分）の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

調整給付金(不足額給付分)(※)支給確認書

※調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税(実績額等)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年〇月〇日までに、この確認書と本人確認書類等を返送してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	支給日	支給口座	支給額 円	※支給口座が空欄の場合は、「(2)給付金の振込先口座の変更等」をご確認ください。
------	-----	------	-------	--

(1) 調整給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年 所要額	令和6年分 所得税 控除不足額(①)	令和6年度分 住民税所得割 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 +	円 =	円
		令和7年所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ)	万円
支給額 所要額(④)	調整給付金(当初給付分) 支給額(令和6年) 注	調整給付金(不足額給付分) 支給額	万円
万円 -	万円 =		万円

注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書など)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右記のチェック欄(□)にレを入れてください。【私は給付金を受給しません□】

【誓約事項・確認事項】※該当する方のみ 意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は令和5年所得について未申告の方のみ 該当する場合にチェック(レ)してください。

令和6年度に「新たに非課税(または均等割のみ課税)となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正(非課税⇒課税)がありました。※調整給付金(不足額給付分)の支給対象とならない場合があります。

添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
----	-----	----------	---------

(2) 給付金の振込先口座の変更等

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを入れてください。

上記口座に代えて(又は上記口座が空欄の場合)、

マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。

(通帳等の写しは不要。ただし、マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。)

下記の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)	口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。
銀行農協 金庫漁協 信組信漁連 信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座			
金融機関番号	店番号				
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁がある場合は、※欄にご記入ください。		通帳番号(右詰めでお書きください。)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金 通帳の見開き左上またはキャッシュカード に記載された記号・番号をお書きください。	1 0	※			

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、〇〇市役所〇〇室(000-000-0000)
までお問い合わせください。

転入者

調整給付金(不足額給付分)※申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
市区町村長殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、白川町において支給要件に該当するか審査の上で、

記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から本町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例: 令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例: お子さまが出生された方)など

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I + II(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 紳士義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年月日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年月日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			1普通	2当座	3	4	5	6	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所								
金融機関コード	支店コード								

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	1	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)						口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
			2	3	4	5	6		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。									

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、白川町役場 町民課税務係(電話0574-72-1311)までお問い合わせください。

提出書類

『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 振込口座(裏面上部)
- 署名(裏面下部)

『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、
令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

転入者以外

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
市区町村長殿

市区町村
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、
令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
・青色事業専従者 または 事業専従者の方
・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**^(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。**この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。**※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者の中、
定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、**令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった**
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、**令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった**

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フ リ ガ ナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理 人	(フ リ ガ ナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

- ①マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ②下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座 (希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、税部局等に照会することを承諾します。
- ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
			1普通	2当座	3	4	5	6	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所								
金融機関コード	支店コード								

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	1	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)						口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
			2	3	4	5	6		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。									

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は白川町役場 町民課税務係(電話0574-72-1311)までお問い合わせください。

提出書類

- 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
 - 誓約・同意事項(表面中段)
 - 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
 - 振込口座(裏面上部)
 - 署名(裏面下部)
- 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。
- 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- 『住民票の写し』
- 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
→ これら3つの書類は、令和6年に当市に転入された方のみご用意ください。(とすることも可能)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名